

提案区分B 地方に対する規制緩和  
**農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る  
一時転用許可の不要化**

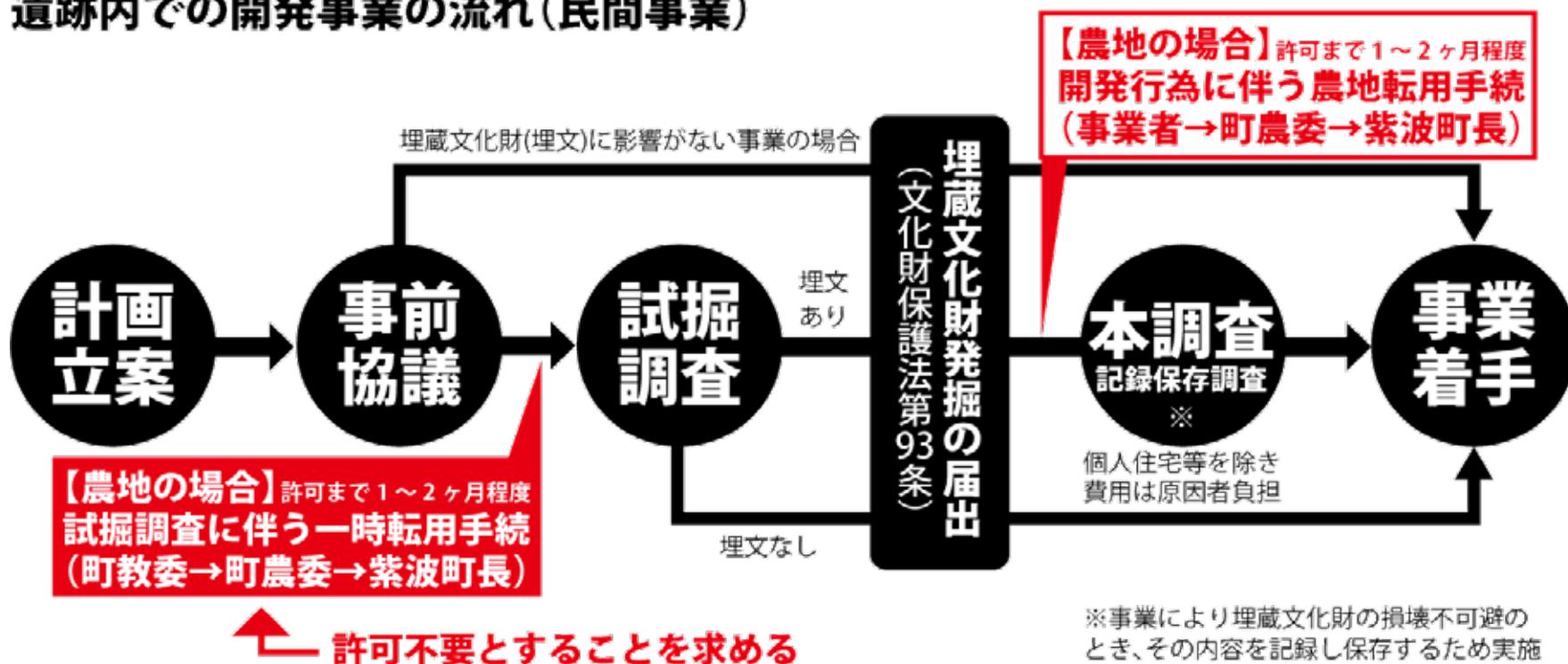
---

令和3年7月15日  
岩手県紫波町  
生涯学習課

# 提案内容

地方公共団体等が行う埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、1日～数日程度で現状復旧がされるものであることから、地域振興上の施設等が農地転用許可を不要であること等も踏まえ、許可不要とすることを求める。

## 遺跡内での開発事業の流れ(民間事業)



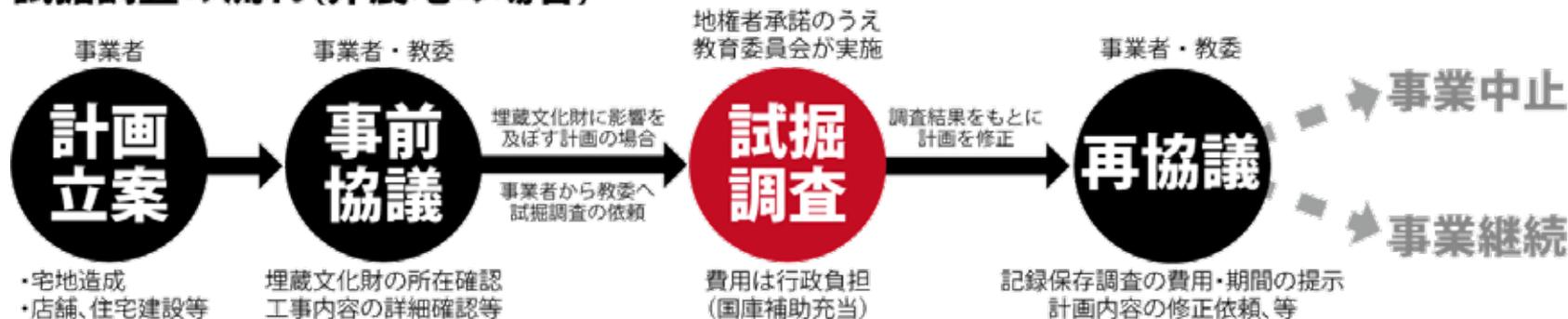
# 試掘調査とは

文化財保護法第95条第1項では、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の把握及びその周知のための措置の実施について定められており、**あらかじめ埋蔵文化財の範囲・性格・内容、密度、深さ等の状況を的確に把握**することが求められている。地表面からは埋蔵文化財の有無を判断できない場合に部分的な発掘調査 = **試掘調査**を行う。

## < 試掘調査を実施するケース >

- 埋蔵文化財の有無が未確認の遺跡内で開発計画がある場合
- 遺跡外だが計画面積が大きく、未発見の埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合
- 遺跡外だが近接して遺跡が所在し、具体的計画はないもののその後の利活用に先立って埋蔵文化財の有無を知りたい旨依頼があった場合

## 試掘調査の流れ(非農地の場合)



# 現状

地中の埋蔵文化財の有無を確認する場合、試掘調査は極めて有効な手段であり、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の内容確認や未発見の遺跡の把握のため一般的に行われる。特に遺跡内で開発行為等が行われる場合、**早期に試掘調査を実施**し、記録保存調査等の要否を確認する必要がある。

しかし、農地で試掘調査を実施する場合、**農地法に基づく一時転用許可が必要**であるが、許可まで1～2ヶ月程度を要する。結果、記録保存調査の実施が後ろ倒しとなり、開発行為の着手に遅れが生じるケースがみられる。

文化財部局では許可申請事務が負担となっているとともに、農委担当からは、営農への影響が少ない試掘調査と、制度上許可不要となっている転用との違いについて疑問に思う声も聞かれる。

## 【参考】

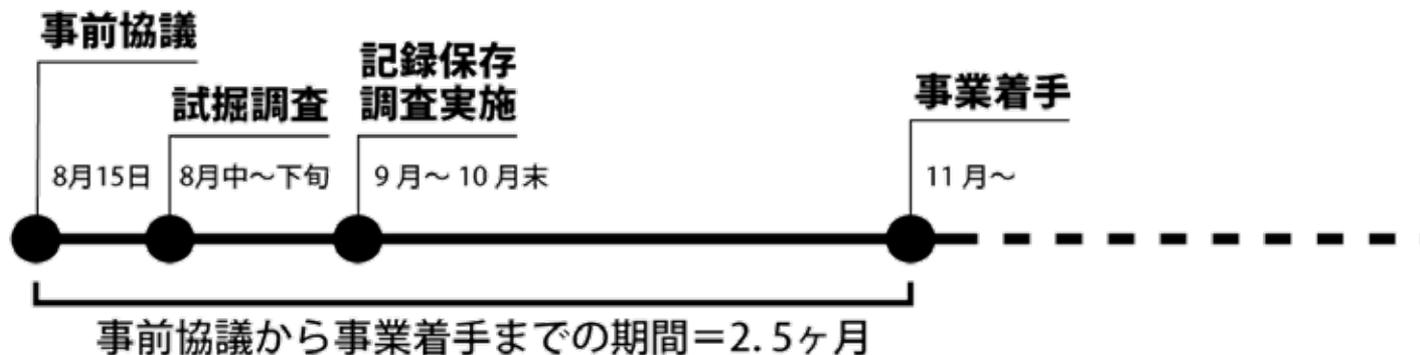
R2年度試掘調査に伴う転用実績 8件  
45筆 計32,189m<sup>2</sup>



農地での試掘調査の様子

# 支障事例 <事業の長期化>

## Ex.1 記録保存調査を伴う開発行為スケジュール(非農地の場合)



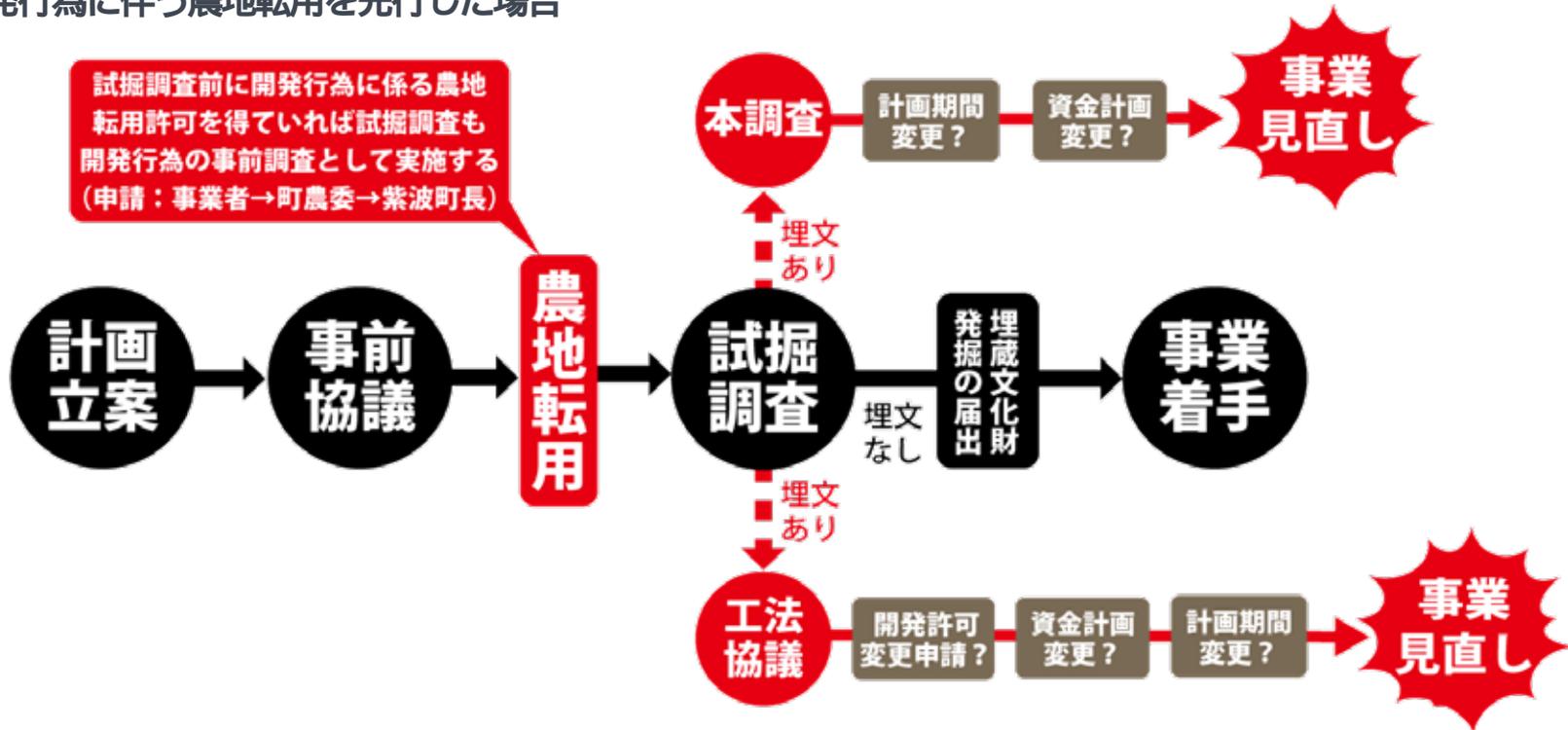
## Ex.2 記録保存調査を伴う開発行為スケジュール(農地の場合)



(参考)

個人住宅などの場合、事業者が事前に農地転用許可を取得した上で試掘調査を実施するケースもあるが、(この場合、試掘調査のための農地転用許可の取得は不要) 試掘結果により計画内容が大幅に変更になるケースや事業中止せざるを得ないケースもあるため、最初にまず試掘調査のために農地転用許可を取得することが望ましい。

開発行為に伴う農地転用を先行した場合



# 提案実現による効果

- 農地転用申請事務の軽減
- 計画的な記録保存調査の実施による文化財保護の推進
- 土地の有効活用促進
- 土木、建設工事等の期間短縮による地域経済の活性化



重機により上部を削られた縄文土器

# 参考条文等

## 文化財保護法95条1項

国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

## 文化財保護法99条1項

地方公共団体は、（中略）埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

## 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）（H10.9.29 文化庁次長）5 試掘・確認調査について

（略）各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中の的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。（以下略）

## 農地法4条1項

農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（中略）の許可を受けなければならない。（以下略）

## 農地法4条1項2号（農地の転用の制限の例外）

国又は都道府県等（中略）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

## 農地法5条1項

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（中略）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。（以下略）



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです



重点番号22:農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し  
(長野県)

# 荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和

令和3年7月15日  
長野県

# 1 はじめに

## 営農型太陽光発電設備の設置に対する本県のスタンス

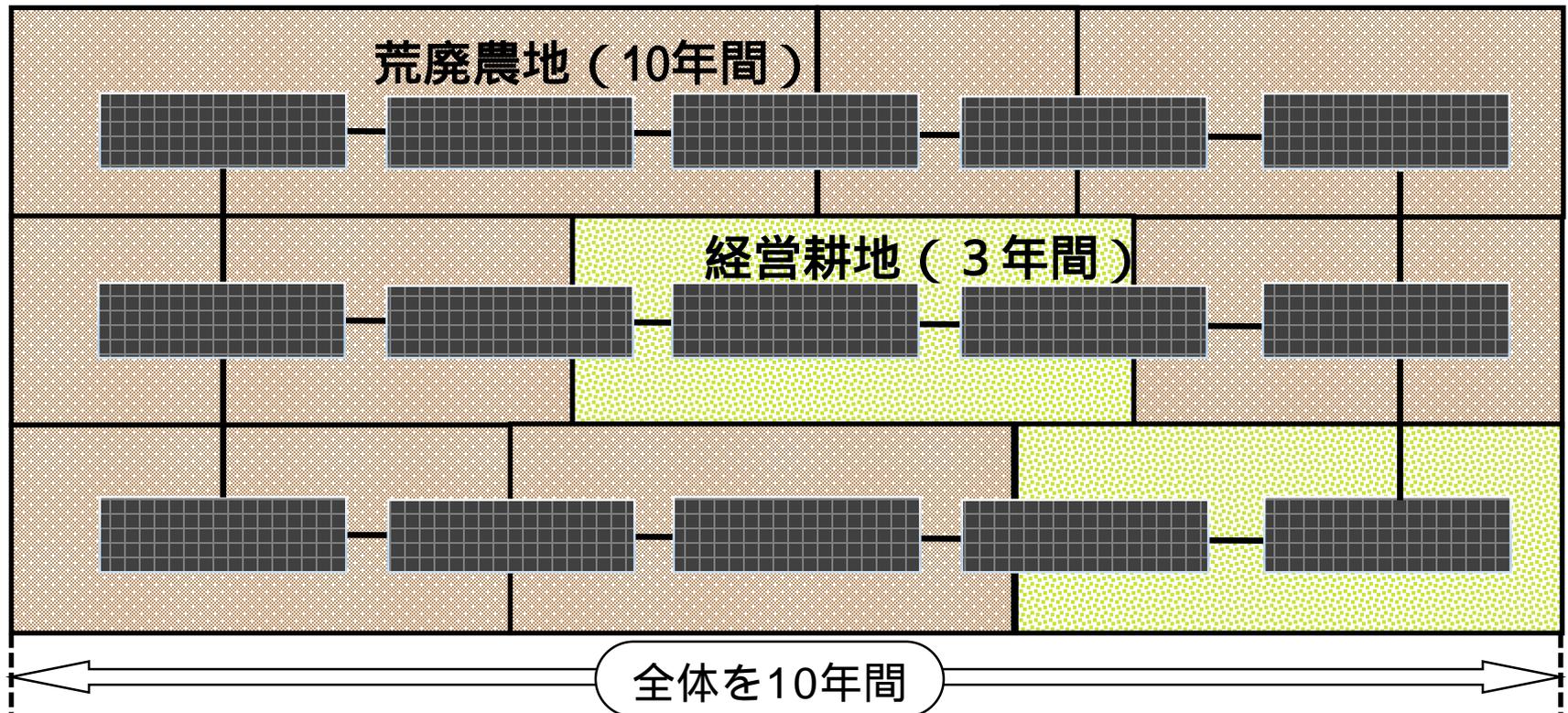
本県では、「長野県ゼロカーボン戦略」を決定（令和3年6月8日）し、二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030年度に6割減、2050年度にゼロを目指すこととしました。

82 営農型太陽光発電設備の設置について、同戦略では、「景観や農地の集積・集約化の取組を含めた地域住民等との調和のあり方や、実際の導入事例における営農状況・採算性を踏まえた荒廃農地等での活用について検討を行う」としております。

これは、太陽光発電設備の設置が、景観等の観点から地域住民等の軋轢を生んでいる事例があることや、営農型であっても、農地中間管理機構が進める担い手への農地集積と集約化に支障を及ぼすおそれが考えられる設備であるためです。

今回の提案は、荒廃農地の再生のため、営農型太陽光発電設備の設置が、地域住民等との調和のもとで、担い手への農地集積と集約化に支障がない農地において行われることを前提としています。

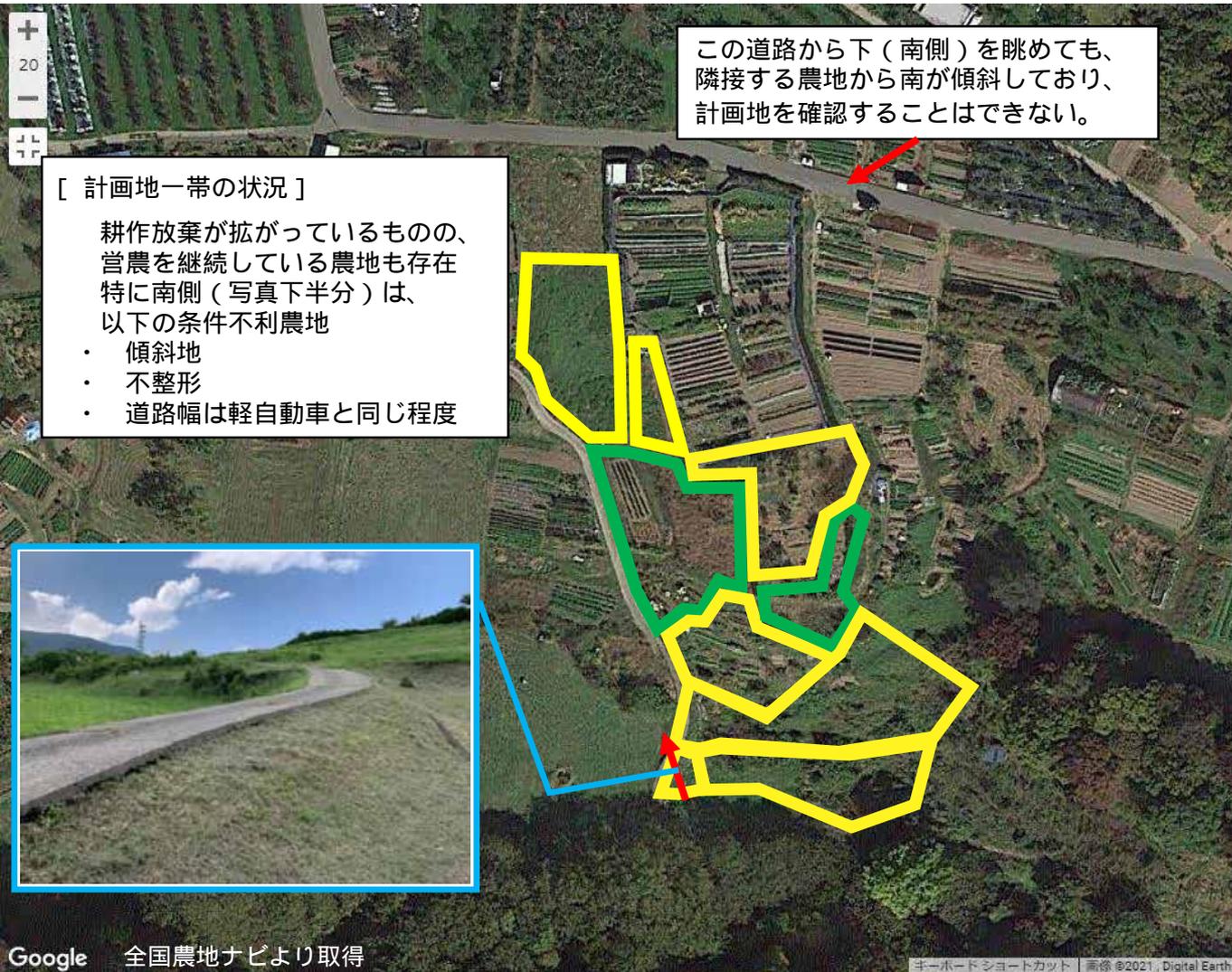
## 2 提案の内容



荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地（以下「経営耕地」という。）が一部含まれる（荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。）としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とすること。

# 3 支障事例について

—— 荒廃農地 (約3,600m<sup>2</sup>)    —— 経営耕地 (約1,000m<sup>2</sup>)



傾斜地で耕作放棄となっていた農地を活用して、10年間の農地転用許可を受けてソーラーシェアリングをやりたい。  
(地域の住民有志による法人)



事業予定地には、荒廃農地と荒廃農地でない農地が混在しており、計画では10年の許可は不可



金融機関からの借入れができず、計画が中断

# 4 提案の対象となる経営耕地の考え方

**前提** 荒廃農地の再生のため、営農型太陽光発電設備の設置が、地域住民等との調和のもとで、担い手への農地集積と集約化に支障がない農地において行われること

## (1) 提案における経営耕地の範囲

荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないもの

## (2) (1) の条件設定に当たっての考え方

営農型発電設備を設置する経営耕地は必要最小限とすべき。

以下の農地は、通常の耕作（農地利用）が見込まれるため、提案の趣旨から外れることから、適用対象外としたい。

- ・ 甲種農地
- ・ 農地中間管理機構による農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合する農地（耕作に適する農地 傾斜地、接道がない場合、土地改良事業の予定がないもの等を除く農地）
- ・ 利用権設定等による権利の移転や設定が可能な農地（営農を希望する者（賃借人等）がいて、農業経営基盤強化促進法又は農地法による権利の移転や設定を行うことができる農地）



**提案実施に当たっては、(2)の趣旨を踏まえた範囲設定の検討が必要**

# 5 営農型発電設備の規制状況と提案部分

斜線部分について、許可期間を10年間にしたい。(単収要件はそのまま)

農地の状況		経営耕地	荒廃農地
農地区区分と許可期間・単収要件	農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年間</li> <li>単収8割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年間</li> <li>単収要件なし</li> </ul>
	甲種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年間</li> <li>単収8割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年間</li> <li>単収要件なし</li> </ul>
	<u>第1種農地</u>		
	第2種農地・ 第3種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年間</li> <li>単収8割</li> </ul>	

荒廃農地と一体的に事業実施する場合の許可期間を10年間とする提案

## 6 制度改正による効果

- 10年間の許可が受けられる荒廃農地と比べ、同じ事業計画地内で営農継続している農地では、一体での事業参加を希望しても10年間の許可を受けられない 不公平感・非効率の解消
- 金融機関からの事業費の借入に資すること
- 効率的な営農型発電設備の設置 農家の収入増

87  
(上記により)

条件不利地域において、荒廃農地の発生を抑制  
農地の 安定かつ一体的な活用の促進

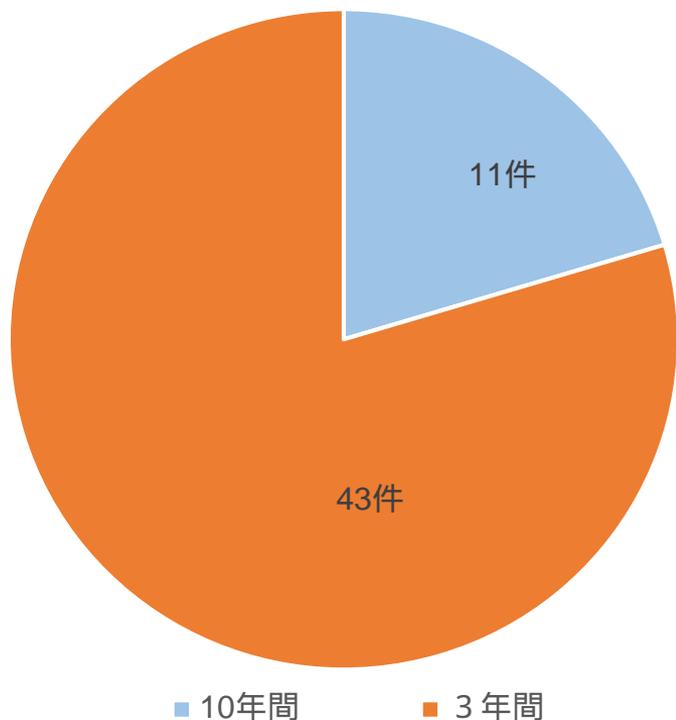
(その他)

間接的な 温室効果ガスの削減

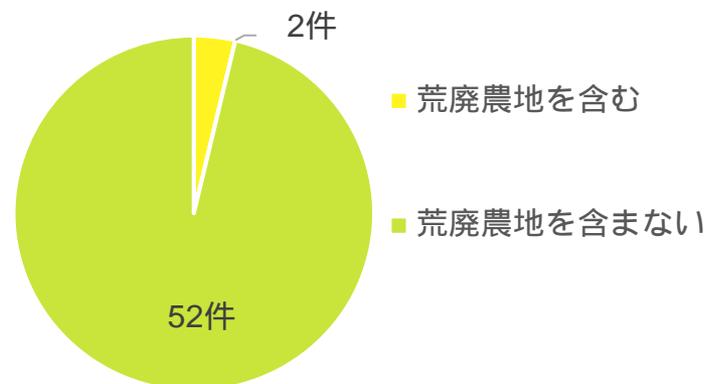
# (参考) 県内の許可事例 (令和2年度まで)

令和2年度末までの54件の許可事例のうち、荒廃農地を含む案件は2件、荒廃農地を理由に10年の許可を受けた事例はなし。

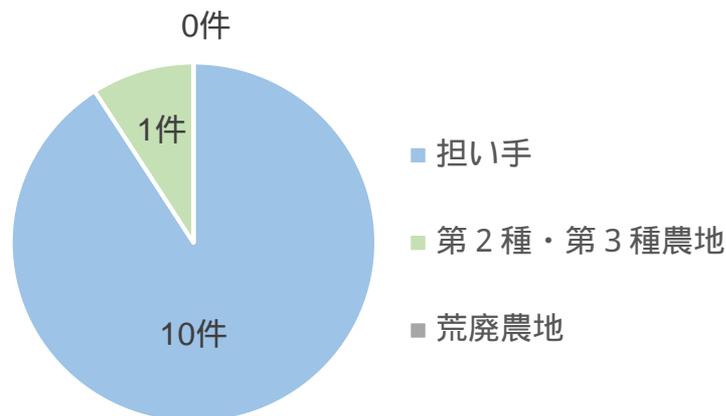
許可年数別件数



うち荒廃農地の有無



10年許可の要件別件数



# ( 参考 ) 農林水産省農村振興局長通知より抜粋 ( H30.5.15 )

区分	期間
<p>( 1 ) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合          この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）の第3の2の（1）に掲げる次の者をいう。          ア 効率的かつ安定的な農業経営          イ 認定農業者          ウ 認定新規就農者          エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農</p>	10年以内
<p>( 2 ) 荒廃農地を再生利用する場合（既に一時転用許可を受けている場合には、許可を受ける前に荒廃農地であったものを含む。）</p>	
<p>( 3 ) 第2種農地又は第3種農地を利用する場合</p>	
<p>( 4 ) ( 1 ) から ( 3 ) まで以外の場合</p>	3年以内